

浜松市条例第5号

浜松市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市都市公園条例（昭和37年浜松市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
1 有料公園施設			1 有料公園施設		
名称	利用日	利用時間	名称	利用日	利用時間
(略)			(略)		
遠州灘海浜公園	(略)	(略)	遠州灘海浜公園	(略)	(略)
	江之島ビーチコート			浜松江之島ビーチコート	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		
2 (略)			2 (略)		
別表第3（第10条・第29条関係）			別表第3（第10条・第29条関係）		
1～3 (略)			1～3 (略)		
4 遠州灘海浜公園			4 遠州灘海浜公園		
(1)～(3) (略)			(1)～(3) (略)		
(4) 江之島ビーチコート			(4) 浜松江之島ビーチコート		
利用区分		利用時間区分	利用時間区分		午前9時から午後5時まで
		午前9時から午後5時まで 2時間につき	午前9時から午後5時まで 1時間につき		
全面	一般	円	全面	入場料を徴収する場合	円
	小中高生	2,200		一般	6,160
半面	一般	1,100	2分の1面	入場料を徴収しない場合	3,080
	小中高生	1,100		小中高生	1,540
	一般	550	4分の1面	入場料を徴収する場合	1,540
	小中高生	550		入場料を徴収しない場合	770
					770

入場料を徴収 しない場合	一般	770
	小 中 高生	380

備考

- 1 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までとする。

2・3 (略)

5～19 (略)

別表第4 (第25条関係)

1 (略)

2 都市公園 (無料)

都市公園名	業務
遠州灘海浜公園(江之島地区(江之島アーチェリー場及び江之島ビーチコートを除く。))	(略)
相生公園	
(略)	

3～5 (略)

6 都市公園施設 (利用料金)

都市公園施設名	業務
(略)	(略)
遠州灘海浜公園	
古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	
江之島アーチェリー場	
江之島ビーチコート	(略)
(略)	

備考

- 1 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。

2・3 (略)

5～19 (略)

別表第4 (第25条関係)

1 (略)

2 都市公園 (無料)

都市公園名	業務
相生公園	(略)
(略)	

3～5 (略)

6 都市公園施設 (利用料金)

都市公園施設名	業務
(略)	(略)
遠州灘海浜公園	
古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	
江之島アーチェリー場	
浜松江之島ビーチコート	
(略)	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表第1（第7条関係）

1 有料公園施設

名称	利用日	利用時間
(略)		
遠州灘海浜公園	(略)	(略)
江之島ビーチコート	1月4日から12月28日まで(月曜日を除く。)	午前9時から午後5時まで
(略)		

備考 (略)

2 (略)

別表第3（第10条・第29条関係）

1～3 (略)

4 遠州灘海浜公園

(1)～(3) (略)

(4) 浜松江之島ビーチコート

利用区分	利用時間区分	午前9時から午後5時まで 1時間につき	
		一般	円
全面	入場料を徴収する場合	一般	6,160
		小中高生	3,080
	入場料を徴収しない場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
2分の1面	入場料を徴収する場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
	入場料を徴収しない場合	一般	1,540
		小中高生	770
4分の1面	入場料を徴収する場合	一般	1,540
		小中高生	770
	入場料を徴収しない場合	一般	770
		小中高生	380

別表第1（第7条関係）

1 有料公園施設

名称	利用日	利用時間
(略)		
遠州灘海浜公園	(略)	(略)
江之島ビーチコート		
(略)		

備考 (略)

2 (略)

別表第3（第10条・第29条関係）

1～3 (略)

4 遠州灘海浜公園

(1)～(3) (略)

(4) 浜松江之島ビーチコート

ア 施設

利用区分	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき	
		一般	円
西コト	入場料を徴収する場合	一般	6,160
		小中高生	3,080
	入場料を徴収しない場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
2分の1面	入場料を徴収する場合	一般	3,080
		小中高生	1,540
	入場料を徴収しない場合	一般	1,540
		小中高生	770
4分の1面	入場料を徴収する場合	一般	1,540
		小中高生	770
	入場料を徴収しない場合	一般	770
		小中高生	380

	高生
--	----

			高生	
東 コ ニ ト	全 面	入場料を徴収 する場合	一般	9,240
			小 中 高生	4,620
		入場料を徴収 しない場合	一般	4,620
			小 中 高生	2,310
	2分 の1 面	入場料を徴収 する場合	一般	4,620
			小 中 高生	2,310
		入場料を徴収 しない場合	一般	2,310
			小 中 高生	1,150
	3分 の1 面	入場料を徴収 する場合	一般	3,080
			小 中 高生	1,540
		入場料を徴収 しない場合	一般	1,540
			小 中 高生	770
6分 の1 面	入場料を徴収 する場合	一般	1,540	
		小 中 高生	770	
	入場料を徴収 しない場合	一般	770	
		小 中 高生	380	

備考

- 1 (略)
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 3 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 3 (略)

イ 会議室等

	利用時間区分	午前9時から午後9時まで	1
利用区分		時間につき	

会議室	入場料を徴収する場合	一般	円 2,000
		小中高生	1,000
	入場料を徴収しない場合	一般	1,000
		小中高生	500
多目的室	入場料を徴収する場合	一般	1,600
		小中高生	800
	入場料を徴収しない場合	一般	800
		小中高生	400

備考

1 利用時間の開始は正時からとし、
利用時間の終了は正時までとする。

2 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額

(2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

3 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ウ 照明設備

利用区分			金額
西 コ ニ ト	全面	入場料を徴収する場合	円 1時間につき 4,400
		入場料を徴収しない場合	(15分未満の端数は切り捨て、15分以上)
1・2	2分の1面	入場料を徴収する場合	2,200
		入場料を徴収しない場合	1,100

5～19 (略)	4分 の1 面	入場料を徴収 する場合	は1時 間とす る。)	1,100
		入場料を徴収 しない場合		550
5～19 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定 規則で定める日
 - (3) 第2条の規定 規則で定める日
- 2 浜松江之島ビーチコートに係る第1条の規定による改正後の浜松市都市公園条例第7条の2の規定による許可及び同条例第29条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。
- 3 浜松江之島ビーチコートに係る第2条の規定による改正後の浜松市都市公園条例第7条の2の規定による許可及び同条例第29条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(あらし)

この条例は、江之島ビーチコートの整備に伴い、利用形態の見直し及び利用料金の改定を行うほか、所要の整備を行うものです。